

空機又は艦艇を緊急に発進できる態勢で常時待機させている。

### 救助・救急体制の充実

海難等の発生の可能性が高い沿岸部における人命救助について、レンジャー救助技術、潜水能力、救急救命処置能力を兼ね備えた機動救難士の航空基地への配置を拡充したほか、救急救命士の養成を継続するなど、救急救命体制の充実・強化を図った。

救急救命士については、実施できる救急救命処置範囲の拡大・高度化が進められていることを受け、救急救命士の技能を向上させ、実施する救急救命処置の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制について、協議会を開催し救急業務の質的向上を推進した。

### 海難救助体制の連携

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」(SAR条約)に基づく、北西太平洋の広大な海域における捜索救助活動を迅速かつ的確に行うため、ワークショップの開催、合同訓練の実施等を通じて捜索救助機関との連携・協力を深めた。さらに、東南アジア諸国の要請に応じて、海上における捜索救助体制の整備のため、研修員の受け入れを行った。

沖合での海難救助については、SAR条約に基づき、任意の相互救助システムであるJASREP【日本の船位通報制度】を運用し、平成20年には過去最高の2,743隻の船舶が参加した。

沿岸部での小型船舶等に対する海難救助について

は、(社)日本水難救済会や(財)日本海洋レジャー安全・振興協会等と協力・連携し、海難救助活動を行った。

### 3 海難救助技術の向上

船舶交通のふくそう状況、気象・海象の状況等を勘案し、海難の発生のおそれがある海域において、巡視船艇・航空機を効率的に運用した。

また、転覆船や火災船からの人命救助等、高度な救助技術・知識が要求される特殊な海難や救急救命処置を要する傷病者の救助に対応するため、特殊救難隊等救助勢力に訓練・研修を実施させ、海難救助技術の向上を図った。

このほか、(社)日本水難救済会に対する救助用物品の無償貸与や、全国各地で実施されている民間の救助訓練の指導を行うなど、民間救助体制の強化を図った。

### 4 洋上救急体制の充実

洋上で発生した傷病者に対し、医師、看護師の迅速かつ円滑な出動を行い、適切な医療活動を行うため、(社)日本水難救済会が事業主体となって実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を行うとともに、関係団体と協力し、医療機関の参加を促進した。平成20年は22件の要請を受け、医師、看護師等38人を派遣した。

## 第8節 被害者支援の推進

船舶による旅客の運送に伴い発生し得る損害賠償に備えるため、事業許可を行う際に保険契約の締結

を条件とすることなどにより事業者の損害賠償の能力を確保している。

## 第9節 研究開発及び調査研究の充実

### 1 海上交通の安全に関する研究開発の推進

#### 総務省関係の研究

独立行政法人情報通信研究機構では、海上交通の安全に寄与するため、天候や昼夜の別に関係なく海

流速度、波浪等を計測する短波海洋レーダの研究開発を行い、波高推定などの応用観測やデータ利用技術開発を進めた。また、地表面、海表面の高分解能観測が可能な航空機搭載3次元マイクロ波映像レー